4 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事 法人名 年 度

$\overline{}$											
I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書											
利益の分配	金銭の分配の額	1	円		社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 当 期 末 残 高	17	円				
配の額の計算	超 過 分 配 額 利 益 の 分 配 の 額 (1)-(2)	3		社債的受	(17) $\times \frac{5}{100}$	18					
分	税引前当期純利益金額前期繰越損失の額	5		く益権 に	期 首 利 益 積 立 金 額(別表五(一)「31の①」)	19					
配可能	減損損失の額	6		に係る受	(18) — (19)	20					
利益	$(6) \times \frac{70}{100}$ 差 引 計 $(4) - (5) - (7)$	8		文益 証券	当期に償還した社債的受益権の元本のの元本の額の合計額	21					
の額	(8) (社債的受益権に係る受益証券の 発行をしている場合には、(8) - (26)) (マイナスの場合は 0) 超 過 分 配 額	9		の発行	特定譲渡等により調達された 資金のうち社債的受益権の 元本の償還に充てられた金額	22					
の計算	(2) 超過分配事業年度後に (10) に充てられた金額 分配可能利益の額	10		をして	(21) — (22)	23					
	の 記 引 能 利 益 の 領 $(9) + (10) - (11)$ $(マイナスの場合は 0)$ $(12) \times \frac{90}{100}$	12		い る 場	損金の額に算入される 減 価 償 却 費 の 額	24					
(1)	が(13)を超える場合の(3)の額 得 金 額 合 計	14		合の調	(23) - (24) (マイナスの場合は O)	25					
利当其	(別表四「34の①」) 益 の 分 配 の 額 の う ち 明の損金の額に算入する金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	15 16		整	社債的受益権に係る受益証券 の発行をしている場合の調整額 (20)+(25)×2	26					

Ⅱ 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総	分		配	額	27	H	分	税	引前	当	期純	〔利	益金	額	34	円
	超	過	分	配	額	28		配	期	首	欠	損	金	の	額	35	
	収	益 の	分	配 の	額	29		可能	減	損	Ð	1 5	失	の	額	36	
- 早		(27) (27) (41		(28)		30		収	(36) × - 70 100 分配可能収益 (34) - (35) - (37) (マイナスの場合は0)		37						
	00					30	円	益の		額	38						
(30))が <u>90</u> を超える場		る場合	易合の(29)の額		31		額の	超 過 分 配 (28)		額	39					
所	得	金 (別表四「3	額 34の	合 ①」)	計	32		計	超 (39)	過分に		事業		度後た金	に額	40	
収当	朝の推	金の額	こ算	額 の う 入するst ない金額	ち を額)	33		算	分	配	可	能 収 - (39) -	ス 益	E 0	額	41	

別表十(九)の記載の仕方

1 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

この明細書は、法第2条第29号の2ホ《定義》に掲げる特定目的信託に係る受託法人(法第4条の7《受託法人等に関するこの法律の適用》に規定する受託法人をいいます。以下同じ。)が措置法第68条の3の2第1項《特定目的信託に係る受託法人の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金 算入に関する明細書

この明細書は、措置法第68条の3の3第1項 (特定投資信託に係る受託法人の課税の特例) に規定する特定投資信託に係る受託法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載します。